

## 第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

### 1 適正な食品の表示の促進等

#### (1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

##### ■ 現 状

食品の表示は、消費者にとって食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっても、原料の原産地などの情報を消費者に伝えられることから、その果たす役割は大変重要となっています。

食品の表示制度については、平成27年(2015年)4月に、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、食品衛生法及び健康増進法の食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」が施行されています。

また、平成25年(2013年)10月に全国的に発生したホテルやレストラン等でのメニュー表示問題を踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)が改正され、平成26年(2014年)12月から事業者にはコンプライアンス体制の確立が義務付けられるとともに平成28年(2016年)4月から課徴金制度が導入されるなど、監視指導體制が強化されています。

道では、食品表示制度の正しい理解を図るため、事業者への普及啓発や関係法令等の遵守状況の把握など、食品表示に関する監視と違反に対する指導等を実施しています。

##### ■ 令和4年度(2022年度)に講じた施策

###### 食品表示制度の普及啓発

- ・ 平成31年(2019年)4月に食品表示基準における遺伝子組換え食品に係る規定が改正され、令和5年(2023年)4月から施行されることから、この改正内容等について普及啓発を図るため、「遺伝子組換え食品表示制度について」等をテーマに「食品表示制度セミナー」を全道6か所の会場及びオンラインで開催しました。
- ・ 電話やウェブフォーム等により食品表示に関する情報や、食品表示制度に関する問合せなどを受け付けました。

###### 不正を見逃さない監視体制の充実

- ・ 食品表示法の食品表示基準に基づく適正な食品表示を促進するため、食品小売店等に対して食品表示一斉調査を実施し、制度の遵守状況を把握するとともに、必要な指導を行いました。
- ・ 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係施設に対し、食品表示法に基づく適正な表示の徹底について監視指導を行うとともに、遺伝子組換え食品の混入の有無やアレルギー物質、食品添加物の検査を行い、表示欠落等が確認された場合は改善を指導しました。
- ・ 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店の食品の表示に関する調査を実施し、実態を把握しました。
- ・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有化し、一元的に管理するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。

## 原料原産地表示の促進

- ・ 北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された加工食品を登録する道産食品登録制度について、道のホームページ等で広くPRするなど、制度への理解と登録商品の拡大に向けた取組を実施しました。
- ・ 道産食品の適正な表示を推進し、全国の消費者からの信頼確保と北海道ブランドの向上を目指し、「道産食品全国モニター」を各都府県に1名ずつ配置し、道外で販売されている道産食品の表示状況などの調査を実施しました。

### □ 食品表示法(品質事項に限る)に基づく調査件数に対する措置状況(令和4年度(2022年度))

	調査件数		うち表示違反件数				
	立入検査	任意調査	食品表示法に基づく命令	食品表示法に基づく指示	食品表示法に基づく指導		
	68	0	68	58	0	0	58

資料：北海道環境生活部

### □ 道産食品全国モニター調査報告件数(令和4年度(2022年度))

品目	農産物	農産加工品	畜産物	畜産加工品	水産物	水産加工品	合計
報告件数	71	51	15	77	47	45	306

資料：北海道農政部

### □ 道産食品登録制度の登録状況(令和5年(2023年)3月末現在)

登録の種類	事業者数 (社)	登録商品数 (品)	商 品
農 産 物	53	119	トマトジュース、枝豆、そば等
畜 産 物	19	104	ハム、ソーセージ、ベーコン等
水 産 物	43	118	ししゃも、たらこ等
林 産 物	2	3	クマ笹茶等
そ の 他	12	20	菓子、飲料水、ワイン等
計	129	364	

資料：北海道農政部

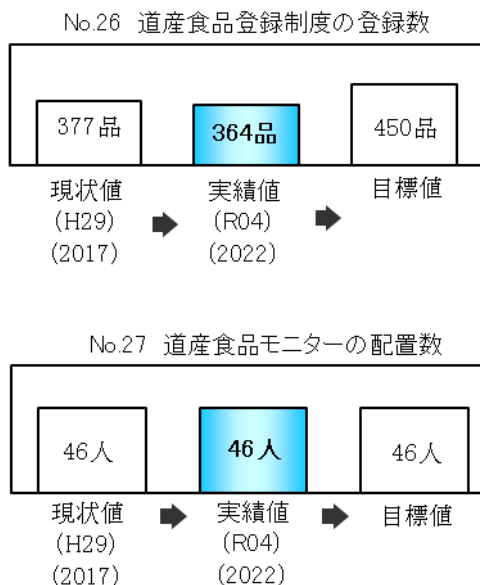


道産食品登録マーク

## ■ 今後の課題と対応

- ・ 食品表示法に基づく表示の適正化を図るため食品表示基準の普及啓発に努めます。
- ・ 食品表示法や景品表示法など食品表示に関する法令等に基づく適正な表示を促進するため、国などの関係機関と連携し、関係法令等の遵守状況の調査や監視指導を計画的に実施し、不適正な事案に対し必要な指導を行います。
- ・ 登録商品の拡大を図るため、道産食品登録制度の普及啓発を行います。

## 主な指標



## (2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進

### ■ 現 状

食の安全・安心を確保する上で、食品の生産から食卓に至るまでの各段階の過程を明らかにするとともに、不測の事態発生時の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止などに有効な食品トレーサビリティの導入・普及が重要となっています。

国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、牛の生産履歴を確認できるトレーサビリティ制度が、平成16年(2004年)から開始しています。

また、過去の事故米の不正規流通事案の発生を踏まえ、食品としての安全性の確保や表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等のため、平成21年(2009年)4月に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」という。)が制定され、米穀等を取り扱う事業者に対し、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達が義務付けられています。

### ■ 令和4年度(2022年度)に講じた施策

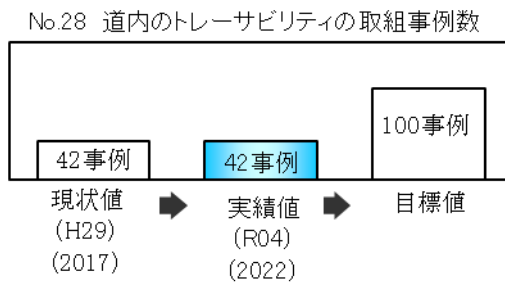
#### トレーサビリティシステムの円滑な運用と導入の促進

- ・ 米トレーサビリティ制度についてのパンフレットの配布や国による飲食店等への巡回調査などを通じて、食品としての安全性を欠く米・米加工品の流通防止と産地情報の提供などを推進しました。
- ・ 道のホームページにおいて、トレーサビリティ導入の手引き、国のガイドラインやマニュアル、道内の取組事例等の情報を提供し、トレーサビリティの普及に努めました。

## ■ 今後の課題と対応

- ・ 食品の安全・安心の確保のためには、法律で義務化された事項の確実な履行はもとより、食品ごとの生産・流通状況に応じたトレーサビリティの促進が求められています。
- ・ 米トレーサビリティ法に基づく取引等の記録の作成・保存や産地情報の伝達が適正に実施されるよう、引き続き、事業者への情報提供や指導等を行います。
- ・ トレーサビリティの促進に向け、生産者、事業者の自主的な取組を基本としながら、生産から流通・加工、販売に携わる関係者が連携、協力して取り組むことができるよう、トレーサビリティ導入のマニュアルや事例の紹介を行うとともに、GAPやHACCPなどトレーサビリティの機能を有する取組を促進します。

### 主な指標



## 2 道産食品の認証制度の推進

### ■ 現 状

道では、道産食品に対する消費者の信頼の確保と北海道ブランドの向上を図るため、高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」を平成16年度（2004年度）に創設し、普及に取り組んでいます。

認証を受けた道産食品には、道が定めた認証マーク（きらりっぷマーク）を表示することとなっています。



### ■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

#### 制度の認知度向上・認証数の拡大

- ・ ホッカイドウ競馬でのファンプレゼントの実施、フリーペーパーへの掲載、道のホームページやSNS及びパネル展での制度や認証品の紹介など、認知度向上に取り組みました。

#### □ 認証制度の概要

道産食品独自認証制度では、原材料に関する基準、生産情報の提供基準、安心に関する基準、商品特性の基準に加え、最終チェック項目として、食味を判定するための官能検査基準という5つの大切な基準を設けています。各々の基準で厳格な審査を行っていますが、特に最後の官能検査基準では、消費者と専門家が実際に食する官能検査を実施し、5つの基準すべてをクリアしたものにだけ認証が与えられます。



<官能検査の様子>

□ きらりっぶ道産食品独自認証制度の認証状況（令和5年(2023年)3月現在）

品目	事業者数	商品数	品目	事業者数	商品数
<b>【農産物】</b>			<b>【水産物】</b>		
日本酒	1	1	熟成塩蔵さけ（山漬け）	2	2
そば	1	2	いくら	2	3
みそ	2	2	醤油いくら	-	1
納豆	2	9	魚醤油	-	1
豆腐	1	4	合 計	16	37
しょうゆ	2	4	注：認証を受けている商品がない品目（7品目） ①ソーセージ類、②ワイン、③しょうちゅう、 ④生中華麺、⑤ビール、 ⑥非加熱食肉製品（生ハム）、 ⑦熟成塩蔵からふとます（山漬け）		
<b>【畜産物】</b>			注：ベーコン類、醤油いくら、魚醤油の事業者数は、他の品目と重複しているため、「-」とした。		
ハム類（ロース、ボンレス）	1	3			
ベーコン類	-	1			
ナチュラルチーズ	1	2			
アイスクリーム	1	2			

資料：北海道農政部

※認証基準は21品目で制定

■ 今後の課題と対応

- ・ 道産食品独自認証制度は、安全・安心な道産食品のブランド化を進めて行く上で、重要な制度であるものの、認知度不足などから認証数が伸び悩んでいます。
- ・ このため、食関連事業者、流通小売業者及び消費者などに幅広く制度を理解していただくよう、イベントや展示会、商談会など様々な機会において制度の普及啓発に取り組むとともに、SNSを活用した情報発信の強化に取り組めます。

主な指標

